

国総建第 312 号
国総建整第 303 号
平成 23 年 3 月 24 日

財団法人建設業振興基金理事長殿

国土交通省総合政策局

建設業課長

建設市場整備課長

東北地方太平洋沖地震等に伴う下請債権保全支援事業の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震等の被災地域における建設企業は、長年にわたる建設投資の大幅な減少に加え、地震の影響により極めて厳しい状況にある。

今後、年度末や決算期を控え資金需要が高まるなか、特に下請建設企業等については、取引の相手方である元請建設企業の被災等による影響も受けることから、その経営の安定、連鎖倒産の防止など本事業の趣旨を踏まえた一定の配慮が必要である。

このため、東北地方太平洋沖地震等に伴う本事業の取扱いについて、当分の間、下記によることとしたので、各保証ファクタリング事業者にも周知の上、損失補償その他の取扱いに遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1. 既に引き受けている保証に係る取扱い

東北地方太平洋沖地震等の発生時に既に保証を引き受けている下請建設企業等については、本事業の趣旨を踏まえ、必要に応じて、次の措置その他の適切な措置を講ずること。

- ① 下請建設企業等が被災したことにより、保証債務の履行に必要な書類が整わないときは、各保証ファクタリング事業者は、その実情に応じ、当該書類に代わる事実関係を確認した上で、保証債務を履行すること。
- ② 保証の対象となっている元請建設企業が被災したことにより、支払期日の到来後も当該元請建設企業から下請建設企業等に対する工事請負代金等の支払いが行われないときは、各保証ファクタリング事業者は、その実情に応じ、当該事実関係を確

認した上で、保証債務を履行すること。

2. 新たな保証引受を検討するに当たっての取扱い

被災した元請建設企業を対象とする新たな保証の引受を検討するに当たっては、各保証ファクタリング事業者は、その実情に応じ、地震により当該元請建設企業の周辺に生じた環境変化のみをもって保証について過度に消極的になること等のないよう、本事業の趣旨を踏まえて柔軟に対応すること。